

○産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

1. 維持管理基準の適合

(1) 維持管理基準への対応

当処分場における維持管理基準への対応は、以下に示すとおりである。

表 1-1 安定型最終処分場の維持管理基準対応表 (1/3)

維持管理基準の内容		対応内容
1	第2条第2項(第1条第2項第1号) 埋立地の外に産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	埋立作業終了後、定期的に覆土を行い廃棄物の飛散流出を防止する。 また、台風など強風が予測される場合は、事前に覆土を行う。
2	第2条第2項(第1条第2項第2号) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	埋め立てる廃棄物は、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ゴムくず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」といった安定5品目であり、悪臭の恐れのあるものは受入れしないが、定期的に覆土を行うものとする。
3	第2条第2項(第1条第2項第3号) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	強風・異常乾燥時などには、見回りを強化するほか、消火器を管理事務所及び作業用重機に常備する。
4	第2条第2項(第1条第2項第4号) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	埋め立てる廃棄物は、「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ゴムくず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「がれき類」といった安定5品目であり、ねずみ・蚊・ハエその他の害虫の発生は考えにくい。万一発生が認められた場合は、薬剤散布を実施する。
5	第2条第2項(第1条第2項第6号) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	処分場の出入口付近に、立札を設置して、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えを行う。
6	第2条第2項第2号(第1条第2項第7号) 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	事業計画地内に管理事務所を設置しており、施設常駐者が築堤等を定期的に点検し、異状があれば早期発見に努め防止のための必要な措置を講ずる。また、築堤及び盛土の安全確保のため、埋立途中及び埋立直後に重機による転圧を2往復以上必ず行う。
7	第2条第2項第2号(第1条第2項第19号) 残余の埋立容量について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。	残余の埋立容量については、年1回測定し記録を行い、事務所にて保管する。
8	第2条第2項第2号(第1条第2項第20号) 埋め立てられた産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録並びに石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	埋め立てた産業廃棄物の種類、数量及び維持管理において行った点検・検査・その他の措置の記録を維持管理記録簿に記録し、最終処分場の廃止までの間、事務所において保存する。 また、石綿含有産業廃棄物についても、埋立期間・埋立方法・埋立量・埋立場所の位置を示す図面の作成及び記録を行って、最終処分場の廃止までの間、事務所において保存する。

表 1-1 安定型最終処分場の維持管理基準対応表 (2/3)

基準の内容		対応内容
9	<p>第 2 条第 2 項第 2 号イ</p> <p>囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。 ただし、閉鎖された埋立地については、囲い、杭その他の設備により、埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<p>施設常駐者が定期的にゲートや外周を見回り、変形や破損等で人が立ち入れる状態となっていないか等を点検確認し、必要に応じて補修を行う。</p>
10	<p>第 2 条第 2 項第 2 号ロ</p> <p>産業廃棄物を埋め立てる前に、最終処分場に搬入した産業廃棄物を展開して当該産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無について目視による検査を行い、その結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物を埋め立てないこと。</p>	<p>廃棄物運搬車が搬入後、直ちに荷下ろしを行って展開検査を実施し、安定型産業廃棄物以外の付着又は混入が無いかを確認し、万が一、安定型産業廃棄物以外の付着又は混入が認められた場合は、その引き受けを拒否する。</p>
11	<p>第 2 条第 2 項第 2 号ハ</p> <p>浸透水による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる 2 以上の場所から採取された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) 埋立処分開始前に地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2) 埋立処分開始後、地下水等検査項目について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>年 1 回、処分場周縁の既設観測井戸にて地下水を採取し、水質検査を実施する。</p> <p>(1) 埋立処分開始前に、地下水等検査項目、測定・記録を行う。</p> <p>(2) 地下水等検査項目を 1 年に 1 回測定・記録を行う。</p>
12	<p>第 2 条第 2 項第 2 号ニ</p> <p>水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<p>万一、地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該処分場による明らかな原因で水質の悪化が認められる場合には、速やかに関係機関への連絡を行い、その原因の調査及びその他の生活環境の保全上必要な措置を講じる。</p>
13	<p>第 2 条第 2 項第 2 号ホ</p> <p>採取設備により採取された浸透水の水質検査を、(1) 及び (2) に掲げる項目についてそれぞれ (1) 及び (2) に掲げる頻度で行い、かつ、記録すること。</p> <p>(1) 地下水等検査項目：1 年に 1 回以上</p> <p>(2) 生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1 月に 1 回 (埋立処分が終了した埋立地においては、3 月に 1 回) 以上</p>	<p>浸透水については、1 年に 1 回地下水等検査項目に基づく測定を実施して記録するほか、BOD についても、1 ヶ月に 1 回測定して記録する。 また、埋立終了後は 3 ヶ月に 1 回測定し、記録する。</p>

表 1-1 安定型最終処分場の維持管理基準対応表 (3/3)

基準の内容		対応内容
14	<p>第 2 条第 2 項第 2 号へ</p> <p>次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 水質検査の結果、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る基準に適合していないとき。</p> <p>(2) 水質検査の結果、生物化学的酸素要求量 (BOD) が 20mg/l を超えているとき。</p>	<p>当該処分場の浸透水の水質検査結果が、地下水等検査項目に係る基準に適合していなかった場合や、BOD の水質結果が 20mg/l を超えていた場合は、速やかに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに生活環境保全上必要な措置を講ずる。</p>
15	<p>第 2 条第 2 項第 2 号ト</p> <p>埋立処分が終了した埋立地を埋立処分以外の用に供する場合には、厚さがおおむね 50cm 以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</p>	<p>埋立処分が終了した箇所は、厚さ 1.0m の土砂で覆土し緑化を行って、開口部を閉鎖する。</p>
16	<p>第 2 条第 2 項第 2 号チ</p> <p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>閉鎖する前に土砂の覆いは、重機で敷き均し十分に締固めて崩壊を防止する。</p>